

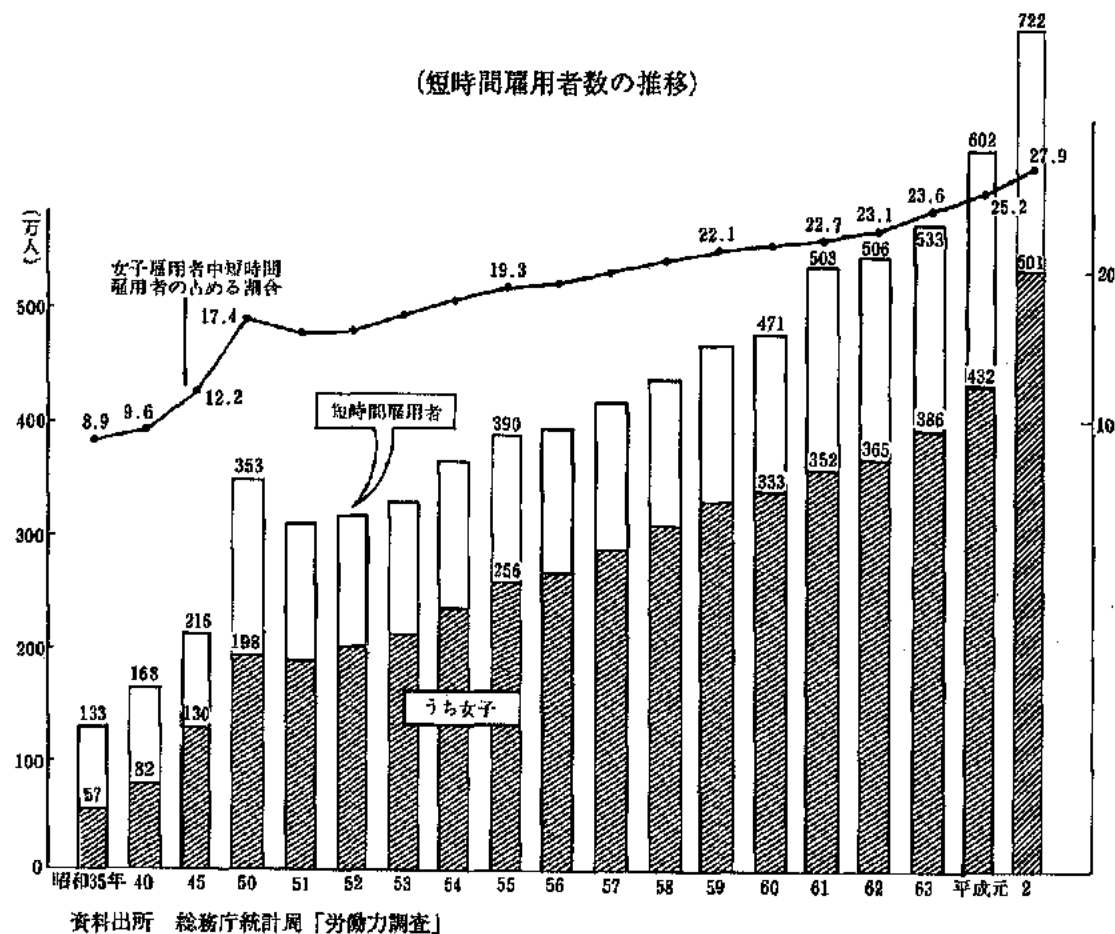
パートタイム雇用労務管理の 基礎知識

労働省婦人局

I パートタイム労働の現状

1 増加を続けるパートタイム労働者

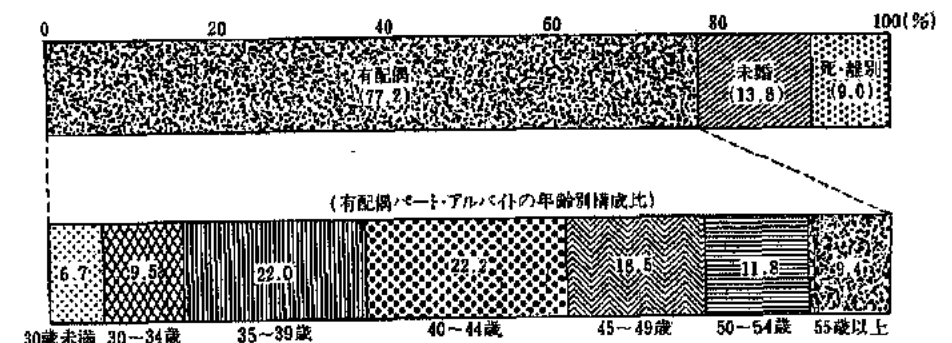
パートタイム労働者は、近年大幅に増加し、週間労働時間が35時間未満の短時間雇用者は平成2年で722万人、うち女子は501万人で女子雇用者の4人に1人は、短時間雇用者として働いています。



2 パートタイム労働者の中心は主婦層

パートタイム労働者の多くは女性ですが、このうち、特に中高年層を中心とする有配偶者が約8割を占めています。これらの女性の多くは家庭と仕事を両立するため、パートタイム労働を選んでいきます。

(女子パート・アルバイトの有配偶関係別構成比)



資料出所 総務庁統計局「就業構造基本調査」(昭和62年)

(パートタイム労働を選択する理由)

		(単位 %)					
		計	勤務時間帯や自分の都合に合わせられる	家事・育児等の事情で通常の労働者としてできない	通常の労働者としての勤務には無理がある	通常の労働者としての仕事になかった	知人・友人がパートタイムで勤務している
調査産業計		100.0	48.9	23.9	6.3	12.2	7.3
女		100.0	48.5	25.2	5.9	11.9	7.2
1,000人以上		100.0	46.3	27.2	5.2	12.6	7.3
300～999人		100.0	47.1	25.0	4.7	13.5	8.1
100～299人		100.0	49.0	23.9	5.9	12.6	7.4
30～99人		100.0	51.6	25.4	8.0	7.9	5.7
製造業		100.0	42.6	30.9	5.1	11.8	8.4
卸売・小売業、飲食店		100.0	48.5	24.5	6.4	13.3	5.6
サービス業		100.0	55.2	19.3	6.3	10.5	7.6
有配偶		100.0	48.3	28.4	5.3	9.7	7.2
男		100.0	56.2	1.7	12.8	17.9	8.5

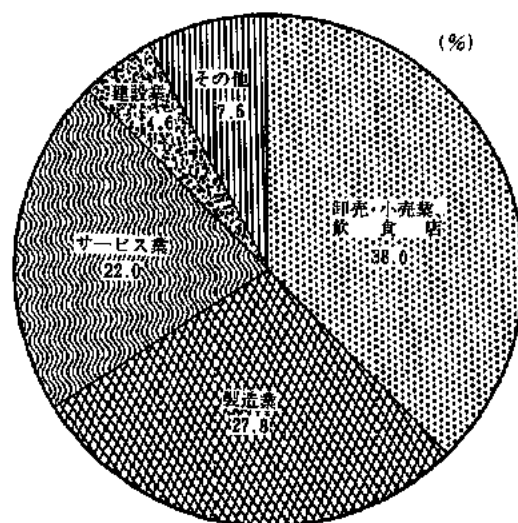
資料出所 労働省「パートタイム労働実態調査」(昭和60年)

3 パートタイム労働者の多い産業、職業

パートタイム労働者の就業分野を産業別にみると、「卸売・小売業、飲食店」（249万人）、「製造業」（183万人）、「サービス業」（144万人）の3業種に全体の8割以上が集中しています。

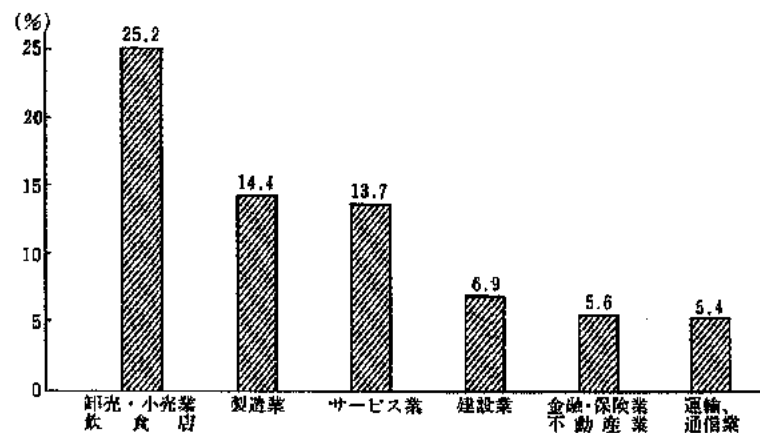
一方、職業別にみても多いのは、技能工、生産工程作業（165万人）、事務従事者（87万人）、サービス職業従事者（71万人）、販売従事者（60万人）、労務作業（58万人）ですが、専門的・技術的な分野への就業も拡大傾向にあります。

（パート・アルバイトの産業別構成比）



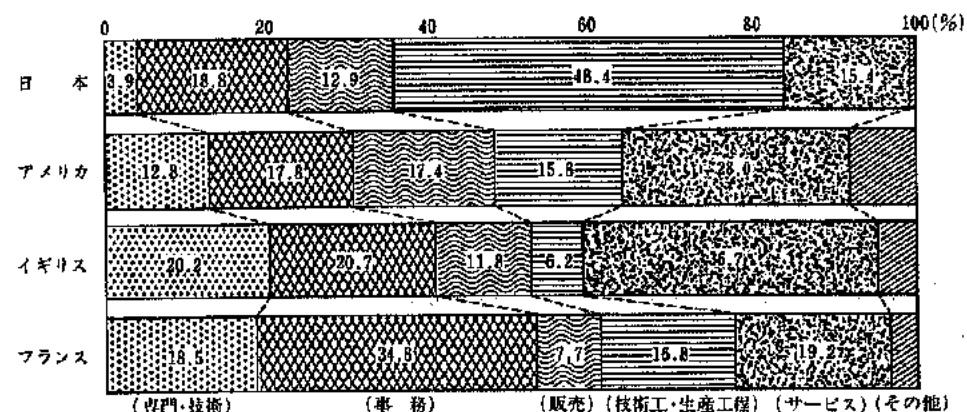
資料出所 総務庁統計局「就業構造基本調査」(昭和62年)

（産業別雇用者に占めるパート・アルバイトの割合）



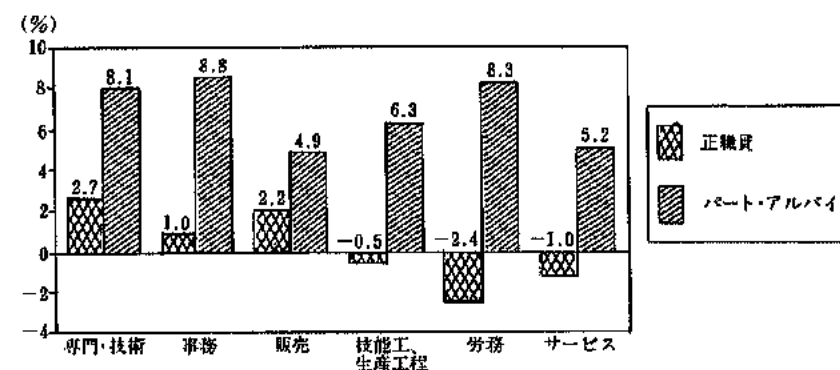
資料出所 総務庁統計局「就業構造基本調査」(昭和62年)

（日本及び主要欧米諸国におけるパートの職業別構成比）



資料出所 日本 総務庁統計局「就業構造基本調査」(1987年)
 アメリカ U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, "Employment and Earnings" 1987
 イギリス Department of Employment, "New Earnings Survey" 1986
 フランス INSEE "Enquête sur l'emploi" 1987

（職業別女子パート・アルバイト数の増減率—57～62年比較—）

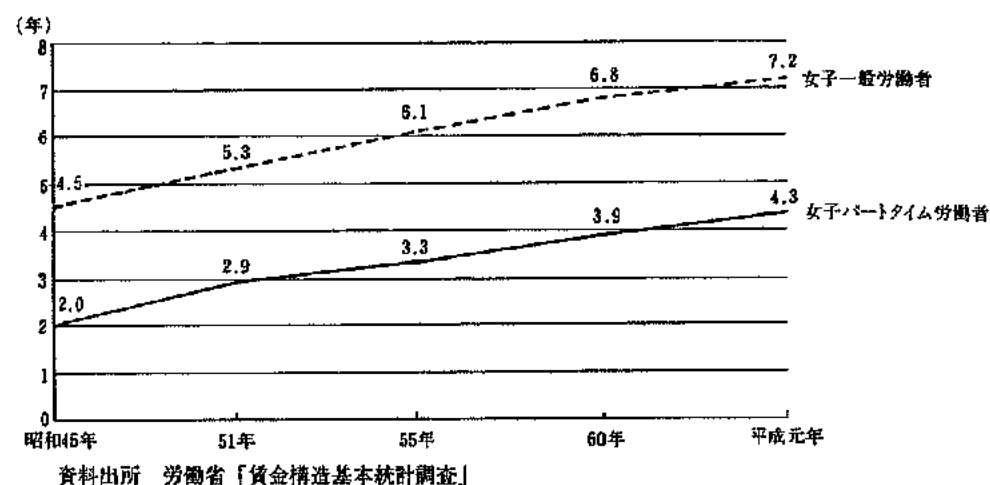


資料出所 総務庁統計局「就業構造基本調査」

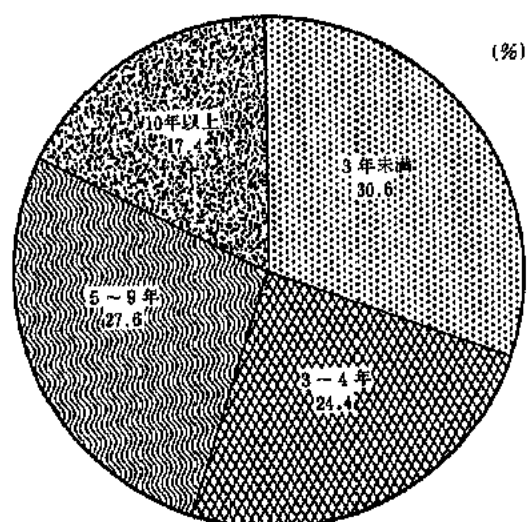
4 伸びるパートタイム労働者の勤続年数

女子パートタイム労働者の平均勤続年数は昭和45年では2.0年でしたが、平成元年には4.3年となり、大きく伸びています。また、約6人に1人は10年以上勤続しているパートタイム労働者です。

(女子パートタイム労働者の平均勤続年数の推移)



(女子パート・アルバイトの勤続年数別構成比)

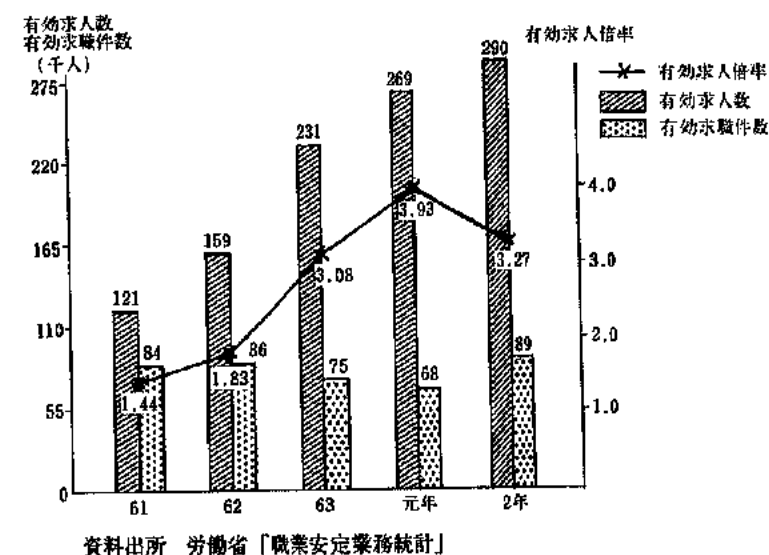


5 労働市場は大幅な求人超過

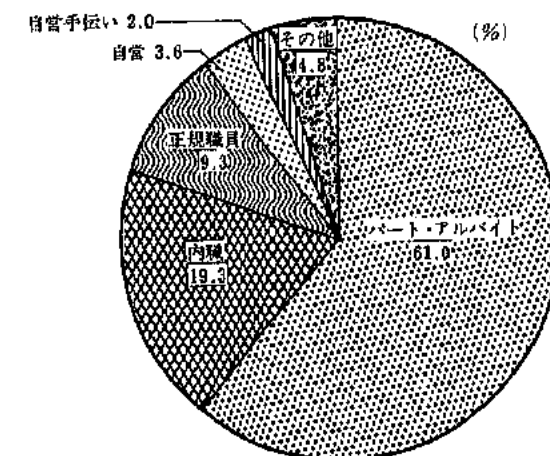
パートタイム労働者の求人状況は逼迫しており、平成元年には、パート求職者1人に対し、求人4人といった大幅な求人超過の状況となっています。

一方、就労していない主婦の半数以上が今後就労する場合には、パートタイムで働くことを希望しています。

(パートタイム労働者の有効求人倍率の推移)



(有配偶女子無業者の希望する仕事の形態)

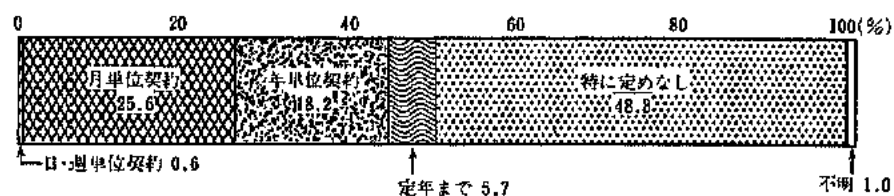


Ⅱ パートタイム労働者の就業の実態

1 労働契約の期間

パートタイム労働者を雇用する企業の半数近くは、労働契約の期間に定めがあり、月単位で契約しているパートタイム労働者の平均契約期間は3.9か月です。

(パートタイム労働者の雇用契約期間の種類別構成比)

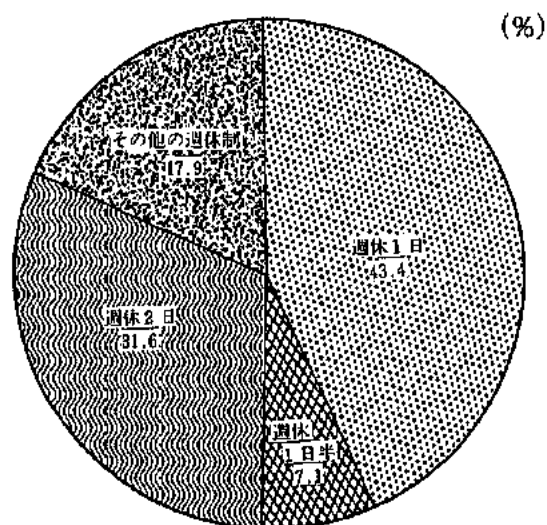


資料出所 労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」(昭和62年)

2 労働日

パートタイム労働者の1週間の平均実労働日数は平成元年では5日(月間で22日)です(賃金構造基本統計調査)。また、週休1～2日制のパートタイム労働者が大半を占めます。

(パートタイム労働者の週休制別構成比)

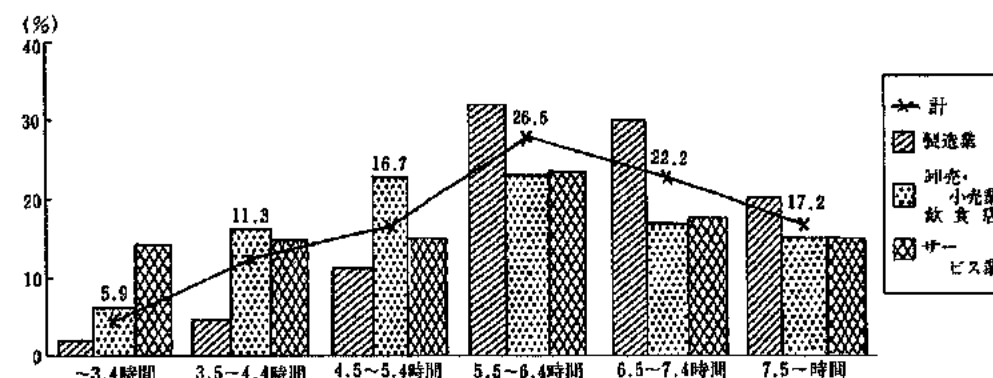


資料出所 労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」(昭和62年)

労働時間

パートタイム労働者の多くは、仕事と家庭責任等とを両立するため、短時間勤務を希望しています。女子パートタイム労働者の1日の平均労働時間は6.0時間で、産業別にはサービス業が5.6時間で比較的短くなっていますが、製造業では6.4時間となっています。

(労働時間数別パートタイム労働者の割合)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成元年)

4 年次有給休暇

昭和62年時点における女子パートタイム労働者の年次有給休暇の取得者は、39.3%で、取得者の平均消化日数は6.7日です。(なお、63年4月に施行された改正労働基準法では、所定労働日数の少ない労働者にも年次有給休暇の比例付与が規定されたところです。)

(女子パートタイム労働者の年次有給休暇の付与等の状況)

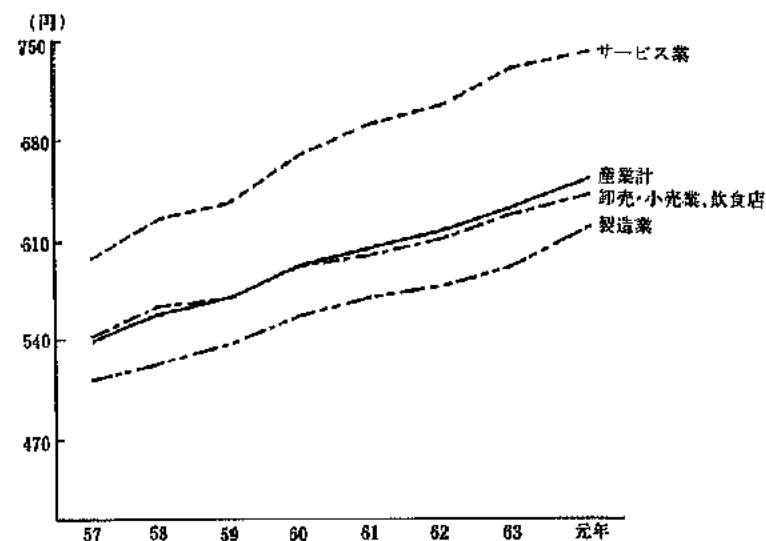
産業・規模	女子パートタイム労働者			
	年次有給休暇が ある労働者の割合	平均付与 日数	平均取得 日数	平均 取得率
産業計	39.3%	10.0日	6.7日	67.2%
1,000人以上	62.2	10.5	6.8	64.8
100～999人	36.8	9.7	6.8	70.1
30～99人	21.6	9.3	6.3	67.7
製造業	43.2	9.8	6.8	69.4
卸売・小売業、飲食店	42.9	10.3	6.7	65.4
サービス業	25.6	9.6	6.1	64.1

資料出所 労働省「就業形態の多様化に関する実態調査」(昭和62年)

5 賃 金

女子パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額は、平成元年で662円であり、前年に比べ3.1%上昇しました。産業別で見ると金融・保険業とサービス業が他の産業より高く、それぞれ762円、750円となっており、地域別にみると、南関東721円、京阪神701円、東海669円が全国平均を上回っています。

(女子パートタイム労働者の平均1時間当たり所定内給与額の推移)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成元年)

(産業・規模別女子パートタイム労働者の平均1時間当たり所定内給与額)

(単位 円)

区 分	昭和51年	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元年
計	399	439	454	472	492	524	540	560	572	595	610	623	642	662
産業別														
製造業	—	405	426	439	466	495	513	525	540	561	575	584	600	627
卸売・小売業、飲食店	—	447	454	470	490	523	543	565	573	594	606	617	636	651
サービス業	—	512	525	553	567	604	600	628	640	675	697	710	738	750
規模別														
1,000人以上	431	471	491	504	517	553	582	590	601	624	645	663	695	711
100～999人	394	436	451	471	494	528	535	565	575	602	614	622	636	660
10～99人	391	429	441	461	478	508	525	542	557	579	593	605	621	640

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成元年)

(地域別女子パートタイム労働者の平均1時間当たり所定内給与額)

地 域	1時間当たり賃金	格差 (全国=100)
全 国	662円	100
北海道	588	89
東北	578	87
北関東	641	97
南関東	721	109
北陸	619	94
東海	669	101
近畿	658	99
京 阪 神	701	106
山 陰	593	90
山 陽	625	94
四 国	596	90
北 九 州	582	88
南 九 州	538	81

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成元年)

(産業別女子パートタイム労働者の年間賞与その他特別給与額)

(単位 千円)

産 業 計	製 造 業	卸・小売業 飲 食 店	サービス業	金融、保険業
77.1	98.1	65.0	60.0	82.6

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成元年)

Ⅲ パートタイム労働者と関連諸制度

1 雇用保険

- ◆ 雇用保険の被保険者となるパートタイム労働者は、次の要件を満たす労働者です。

- ① 1週間の所定労働時間が22時間以上であること。
- ② 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。
- ③ 年収が90万円以上と見込まれること。

- ◆ パートタイム労働者については、週所定労働時間、年齢等により次のような被保険者区分となります。

年 齢	65歳未満	65歳以上(注)
週所定労働時間		
33時間以上	一般被保険者	高年齢継続被保険者
33時間未満	短時間被保険者	高年齢短時間被保険者

(注) 65歳前から引き続き同一の事業主に雇用されている方に限ります。65歳以降新たに雇用された方は、被保険者となりません。

- ◆ 雇用保険の失業給付の支給を受けるためには、離職の日以前の一定の期間に、被保険者区分に応じ、次の「被保険者期間」が必要です。

- (1) 「一般被保険者」及び「高年齢継続被保険者」に該当する場合…
離職の日以前1年間に賃金支払基礎日数14日以上の方が6ヵ月以上あること。
- (2) 「短時間被保険者」及び「高年齢短時間被保険者」に該当する場合…
離職の日以前2年間に賃金支払基礎日数11日以上の方が12ヵ月以上あること。

2 労働者災害補償保険

労災保険は、パートタイム労働者についても適用になります。

業務災害に係る保険給付の種類としては、①療養補償給付、②休業補償給付、③障害補償給付、④遺族補償給付、⑤葬祭料、⑥傷病補償年金があり、また、通勤災害についても同様の給付があります。

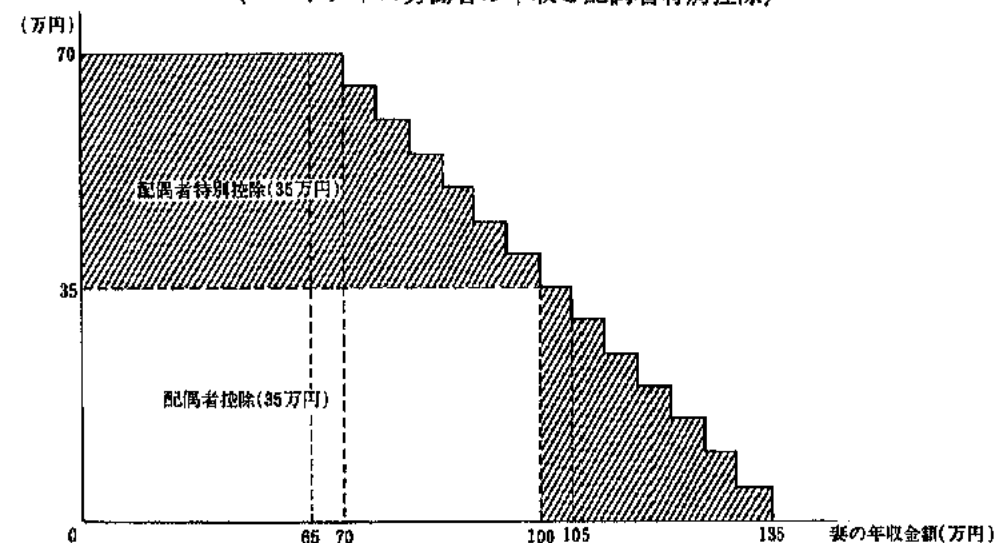
3 パートタイム労働者と税制

パートタイム労働者の年収が99万円を超えると住民税が課税され、100万円を超えると所得税が課税されます。また、妻がパートタイム労働者である場合、夫の配偶者控除は妻であるパートタイム労働者の年収が100万円を超えるとなくなりますが、代わって配偶者特別控除が認められ、パートタイム労働者の年収が100万円を超え135万円未満の場合には、その年収金額に応じて5万円から35万円までの控除が夫の所得に認められ、税引き後の家計所得がかえって少なくなるという税制上の逆転現象はなくなりました。

(パートタイム労働者の年収と税金)

パート年収	パート本人に税金がかかるかどうか		夫の所得から控除が受けられるもの	
	所 得 税	住 民 税	所 得 税	住 民 税
99万円以下	かからない	かからない	配偶者控除、配偶者特別控除ともに受けられる	
99万円を超え100万円未満	かからない	かかる	配偶者控除、配偶者特別控除ともに受けられる	
100万円	かからない	かかる	配偶者控除のみが受けられる	
100万円を超え135万円未満	かかる	かかる	配偶者控除は受けられないが、所得に応じ算出した配偶者特別控除のみが受けられる	
135万円以上	かかる	かかる	配偶者控除、配偶者特別控除ともに受けられない	

(パートタイム労働者の年収と配偶者特別控除)



Ⅳ パートタイム労働指針

パートタイム労働者の処遇及び労働条件の改善を図るため、労働省では、平成元年6月に「パートタイム労働指針」を定めました。

項 目	指 針 の 内 容
1. 指針の趣旨	パートタイム労働者の処遇及び労働条件等の改善を図るために、労使をはじめ関係者が考慮すべき事項を定めている。
2. パートタイム労働者の意義	パートタイム労働者とは、1日1週間又は1カ月の所定労働時間が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者に比し相当程度短い労働者をいう。
3. パートタイム労働者の処遇及び労働条件等について考慮すべき事項	パートタイム労働者については、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働者保護法令の遵守が図られるとともに、労働条件はパートタイム労働者の就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮して定められるべきである。
(1) 労働条件の明確化 〈雇入通知書の交付〉	使用者は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、賃金・労働時間等主要な労働条件を明らかにした書面（雇入通知書）を交付するように努めること。ただし書面による労働契約の締結、就業規則の交付により労働条件が明確な場合は雇入通知書の交付を要しない。
〈就業規則の整備〉	パートタイム労働者を含め常時10人以上の労働者を使用する使用者は、労働基準法の定めにより、パートタイム労働者に適用される就業規則を作成すること。
(2) 労働条件の適正化 〈労働時間〉	・使用者は、パートタイム労働者の労働時間及び労働日を定め、又は変更する際は、当該パートタイム労働者の事情を十分考慮するように努めること。 ・使用者は、パートタイム労働者にできるだけ所定労働時間外、又は所定労働日以外の日に労働させないように努めること。 ・使用者は、パートタイム労働者を所定労働時間外又は所定労働日以外の日に労働させようとする場合は、雇入れの際に、所定労働時間外、所定労働日以外の日の労働の有無及びその程度を明示するように努めること。
〈年次有給休暇〉	1年間継続勤務したパートタイム労働者に対しては、使用者は労働基準法の定めにより、所定の日数の年次有給休暇を与えること。
〈期間の定めのある労働契約〉	・期間の定めのある労働契約を更新して1年を超えて使用したパートタイム労働者について、労働契約を更新する場合には、1年を

項 目	指 針 の 内 容
〈期間の定めのある労働契約〉	超えない範囲内でできるだけ長くするように努めること。 ・期間の定めのある労働契約の更新により1年を超えてパートタイム労働者を使用する場合で、当該労働契約を更新しないときは、少なくとも30日前に更新しない旨を予告するように努めること。
〈賃金、賞与及び退職金〉	パートタイム労働者の賃金、賞与及び退職金については、労使において、その就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮して定めるように努めること。
〈福利厚生施設〉	使用者は、給食、医療、教養、文化、体育、レクリエーション等の施設の利用について、パートタイム労働者に対して通常の労働者と同様の取扱いをするように努めること。
〈健康診断〉	使用者は、常時使用するパートタイム労働者については、労働安全衛生法の定めるところにより、健康診断を実施するものとする。
(3) 雇用管理の適正化 〈雇用管理の適正化〉	使用者は、パートタイム労働者について、その就業の実態に配慮して適正な雇用管理を行うこと。
〈雇用保険の適用〉	使用者は、雇用保険の被保険者に該当するパートタイム労働者について、雇用保険法の定めるところにより、必要な適用手続きをとること。
〈教育訓練〉	使用者は、パートタイム労働者の職業能力の開発及び向上等を図るための教育訓練については、その就業の実態に応じて実施するように努めること。
〈高年齢者の短時間労働の促進〉	使用者は、短時間労働を希望する高年齢者に適当な雇用の場を提供するように努めること。
〈通常の労働者への応募機会の付与〉	使用者は、通常の労働者を募集しようとするとき、通常の労働者として雇用されることを希望するパートタイム労働者（現に使用する同種の業務に従事する者）に対し、応募する機会を優先的に与えるように努めること。
(4) パートタイム雇用労働管理者の選任	使用者は、パートタイム労働者を常時10人以上使用するときは、この指針に定める事項等を管理させるため、パートタイム雇用労働管理者を選任するものとする。
4. 所定労働時間が通常の労働者と同じ労働者の取扱い	指針は、当分の間、所定労働時間が通常の労働者と同じ労働者についても適用するが、これらの者のうち通常の労働者と同様の就業の実態にあるにもかかわらず、処遇又は労働条件等について通常の労働者と区別して取り扱われている者については、通常の労働者としてふさわしい処遇をするよう努めること。

パートタイム労働に関する相談や問い合わせは

パートタイム労働に関する行政機関は次のとおりです。

- 1 パートタイム労働者の雇用管理に関する相談、啓発活動

都道府県婦人少年室

- 2 パートタイム労働者の求人、求職を行う場合

パートバンク、パートサテライト
ハローワーク（公共職業安定所）

パートタイム就労希望者が初めて仕事に就く場合又は再就職する場合には
〈パートタイマー職業教室〉も開催しています。

- 3 賃金、労働時間など労働条件について相談したい時

労働基準監督署

- 4 パートタイム就労希望者が技術を身につけ就職する場合

職業訓練校又は婦人就業援助施設

- 5 労使関係、労働福祉などについて相談したい時

都道府県労政課、労働福祉課など又はその出先機関

- 6 労災保険について詳しくは

労働基準監督署

- 7 雇用保険について詳しくは

ハローワーク

- 8 健康保険、厚生年金保険について詳しくは

社会保険事務所

- 9 パート収入と所得税について詳しくは

税務相談室又は税務署

お問い合わせ先